

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 9 月 1 日
担 当 課	広報広聴課

契約業者名・住所	長田広告株式会社 代表取締役 長田 一郎 愛知県津島市東柳原町五丁目 5 番地 1
工事等の名称	松戸市動画広告モニター設置・運用事業に係る行政財産貸付について
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	建物貸付収入
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日
契約金額	2,280,084 円（行政財産貸付料 2,244,000 円＋電気料金 36,084）
工事等の概要	電子モニターの設置・運用事業
随意契約の理由	松戸市動画広告モニター（電子モニター）の設置・運用事業にあたっては、令和 5 年度から実施している複数年契約の満了にあたり、本来であれば指名競争入札を行い、価格競争を働かせるべきところである。 しかしながら、本市では来年度以降、市役所の新庁舎整備に係る取り組みの一環として仮庁舎への移転が計画されており、電子モニターの設置場所や運用方法の変更、機器の移動や工事などが必要となる可能性が高い。 加えて、本事業の運用にあたっては、地域企業等による広告掲載を通じて歳入を確保するという性質と、モニター類の設置などの初期導入コストが発生することから、安定した歳入確保、円滑な事業継続のためには複数年契約による業者選定を行うことが合理的である。 長田広告株式会社は本事業の導入時から本市の動画広告モニターの設置・運用に関わっており業

	務内容を熟知していること、また、新規事業者よりも機器の設置等の経費負担を軽減でき、仮に仮庁舎移転に伴う経費が発生したとしても収入を見込める可能性が高いことから、本業務を履行させるのに最も適した業者であるといえる。 従って、本事業については、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、当該業者を相手方として随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。
--	--